

岡山地方最低賃金審議会 会 長 西田 和弘 殿

> 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最 低 賃 金 専 門 部 会 部会長 長谷川 珠子

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月11日及び8月4日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

## 公益代表委員

部 会 長 長谷川 珠 子 岡山大学学術研究院社会文化科学学域

教授

部会長代理 岡山一郎 (株)山陽新聞社

論説委員会客員論説委員

佐々木 裕 子 特定社会保険労務士

労働者代表委員

坂 手 健 一 郎 パナソニックインダストリー労働組合

津山支部 執行委員長

藤野博章
オムロン労働組合西部支部

執行委員

村 上 達 哉 オムロン労働組合西部支部

書記長

使用者代表委員

産 賀 伸 一 (株)岡山村田製作所

管理部人事課 シニアマネージャー

錦織勝輝 ナカシマホールディングス (株)

理事

光 畑 知 樹 オムロン(株)

岡山事業所長

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 岡山県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業(内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及びこれらの産業において管 理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,090円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

## 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第514回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 8月4日	1 改正決定の必要性の有無及 び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和7年 8月4日	締 切 令和7年8月25日
専門部会委員の任命	令和7年 9月1日	
第1回 専門部会	令和7年 9月29日	<ol> <li>部会長及び同代理の選任</li> <li>今年度の審議の進め方</li> <li>改正決定の必要性の有無について審議(結審)</li> </ol>
改正決定に関する意見聴取 の公示	令和7年 9月29日	締 切 令和7年10月20日
専門部会委員の推薦公示 (辞任に伴う補充)	令和7年 9月30日	締 切 令和7年10月17日
専門部会委員の任命	令和7年 10月20日	
第2回 専門部会	令和7年 10月21日	1 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	令和7年 10月28日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和7年 11月5日	1 最低賃金額の審議(結審)